

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柳津町長 小林 功

市町村名 (市町村コード)	河沼郡柳津町 (07423)	
地域名 (地域内農業集落名)	郷戸地区 (石神・石生・古屋敷・新村・小ノ川・中野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月28日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地域は、中山間地であり平地に比べ耕作条件が不利である。また、人口も少なく農業の担い手となりえる若者が極めて少ない状況である。加えて、農業者の高齢化も進んでおり、今後耕作放棄地が増える恐れがある。
- ・地域内では水稻を中心に栽培している。
- ・野生鳥獣の被害も多いため、ワイヤーメッシュや電気柵による対策を講じている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間直接支払交付金を活用しながら、水路の保守等を行い。
- ・水稻を中心に栽培しつつ、ソバやトマト等の作物についても継続して栽培していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	145 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	112 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用した貸付や、水稻の担い手への農地集積を基本として農地利用を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地中間管理機構を有効的に活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、県、JA等の関係期間と連携し、地域の担い手となる者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①ワイヤーメッシュや電気柵の設置。 ③ドローンを用いた農薬の散布により農作業の効率化に努める。 ⑦水路の維持管理や、圃場や農道の草刈りなどを継続していく。				